

質問に対する回答

令和5年4月18日

No.	項目名	質問内容	回答
1	仕様書 「1 目的」 (p.1)	本事業で県が育成を目指す「スタートアップ企業」のイメージを具体的に教えてください。例えば製造業系企業が中心か、あるいは近年、関心が高まる環境系やDX、あるいは女性経営者の育成など、目指す姿のイメージがあれば教えてください。	現時点では、支援対象とするスタートアップについて、特定の業種や分野等のイメージはありません。特定の業種や分野等を定めるべきか否かも含め、調査・分析内容等を踏まえて検討したいと考えています。
2	仕様書 「2 (5)費用の積算」 (p.3)	「プラスアルファの提案部分」とは、サロンの運営委託事業者の選定に関して、アイデアの提出と同アイデアを実現させるために必要な関連経費の積算ということでしょうか。	お見込みのとおりです。 基本計画は、運営委託事業者に最低限実施してもらいたい基本事項であることから、運営事業者の選定に係る企画提案競技等において、応募者がプラスアルファで提案してくる内容を想定し、それに係る費用の積算をお願いするものです。
3	実施要領 「9 (5)企画提案の内容について」 (p.4)	企画提案書に添付する書類について、目次作成の要否、また作成する場合、20ページに含むか否か。	目次作成の要否は問いませんが、作成する場合は、20ページのうちに含めていただくようお願いします。
4	仕様書 「2 業務内容」 (p1～p.3)	先行施設等の調査や、サウンディング調査について、ヒアリング方法はオンライン、オフラインの指定はあるか。	適切なヒアリングができれば、オンライン、オフラインは問いません。
5	仕様書 「2 (6)有識者会議の運営支援」 (p.3)	有識者会議のスケジュール調整や招集連絡、当日の運営(議事進行等)は県が行う認識でよいか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書 「5 留意事項 (7)」 (p.4)	①企画提案競技参加事業者から求めがあった場合、情報提供等を行わなければ、協力企業等として企画提案書に名称を記載することは可能か。 ②企画提案競技には参加せず、運営委託事業者決定後に受託者からの依頼に基づき一部業務の再委託を受けることは可能か。不可の場合、報酬等が発生しない連携等での協力は可能か。	①情報提供等の有無が判断できかねるため、企画提案書に名称を記載するなど、本件に関する企画提案競技参加事業者との連携等は認められません。 ②現時点では、運営委託事業者の決定後に、運営委託事業者からの依頼に基づき再委託を受けることを禁止することは想定していません(報酬の有無は問わず)。ただ、再委託を可能とした場合でも、最終的な再委託の可否や再委託先については、県と運営委託事業者との協議の上決定することを想定しています。